

問題で聞かれているのは「正しいもの」か「誤っているもの」かをきちんと確認。  
「正しいもの」「誤っているもの」の文字を○で囲むと見直す時にも便利。

[No. 1] 都市再開発法における施設建築物及び施設建築敷地に関する記述で、正しいものは次のうちどれか。14-26

1. 施設建築物には、特定建築者が建築する建築物は含まれない。
2. 施設建築敷地とは、市街地再開発事業により造成された土地のうち、公共施設の用に供する土地以外の土地をいう。
3. 施設建築物の一部とは、施設建築物のうち区分所有権の目的たる専有部分をいい、共用部分の共有持分を含まない。
4. 建築施設の部分とは、いわゆる原則型の権利変換計画に定められる施設建築物及び施設建築敷地に関する権利の内容である。

[No. 2] 都市再開発法における用語の定義に関する記述で、誤っているものは次のうちどれか。23-25

1. 借地権とは、一時使用のために設定されたことが明らかなものを除き、建物の所有を目的とする地上権及び賃借権をいう。
2. 施設建築物とは、市街地再開発事業によって建築される建築物をいい、施設建築敷地とは、市街地再開発事業によって造成される建築敷地をいう。
3. 公共施設とは、道路、公園、広場の他政令で定める緑地、下水道、河川、運河、水路並びに学校教育法に規定する公立の小学校、中学校及び高等学校をいう。
4. 施設建築物の一部とは、「建物の区分所有等に関する法律」に規定する区分所有権の目的たる施設建築物の部分（共用部分の共有持分を含む）をいう。

[No. 3] 都市再開発法及び同施行令に規定する公共施設に該当するものは、次のうちどれか。24-26・21-25

1. 下水道
2. 消防の用に供する貯水槽
3. 鉄道施設及び自動車ターミナル
4. 巡査派出所

[No. 4] 都市再開発法における用語の定義に関する記述のうち、正しいものは次のうちどれか。17-25

1. 学校教育法第2条第2項に規定する公立学校はすべて公共施設である。
2. 地方公共団体が所有する土地で、公共施設の用に供されていない土地はすべて宅地である。
3. 施設建築物の一部には、施設建築物の共用部分の共有持分は含まれない。
4. 市街地再開発事業は第一種市街地再開発事業、第二種市街地再開発事業及び優良建築物等整備事業の3つに区分される。

[No. 5] 市街地再開発事業の施行に関する記述で、誤っているものは次のうちどれか。23-26 改

1. 高度利用地区、都市再生特別地区、特定地区計画等区域内、特定用途誘導地区の宅地について所有権又は借地権を有する者の同意を得た者は、1人で、又は数人共同して、第一種市街地再開発事業を施行することができる。
2. 市街地再開発組合が、第一種市街地再開発事業を施行することができる土地は、市街地再開発促進区域内であれば、第一種市街地再開発事業の施行区域内でなくてもよい。
3. 第一種市街地再開発事業の施行区域内の宅地について所有権又は借地権を有する者の同意を得た者は、所有権又は借地権者を有しない者でも個人施行者として第一種市街地再開発事業を施行することができる。
4. 地方公共団体は、第一種市街地再開発事業及び第二種市街地再開発事業のいずれの施行区域内の土地についても施行者となることができる。

[No. 6] 市街地再開発事業の施行に関する記述で、正しいものは次のうちどれか。14-27

1. 施行地区となるべき区域内の建築物について借家権を有する者は、どのような場合でも個人施行の市街地再開発事業の施行者となることができない。
2. 宅地について所有権又は借家権を有するすべての者の同意があり、かつ都道府県知事が認可した場合は、市街地再開発組合は、第一種市街地再開発事業を都市計画事業としてではなく施行することができる。
3. 都道府県は、第一種市街地再開発事業及び第二種市街地再開発事業のいずれも施行することができる。
4. 国土交通大臣は、施行区域の土地について、国の利害に重大な関係がある第二種市街地再開発事業で災害の発生その他特別の事情により急施を要すると認められるものの施行を、都道府県知事又は市町村長に命ずることができる。

[No. 7] 市街地再開発事業の施行区域に関する記述で、正しいものは次のうちどれか。16-25 改

1. 個人施行者が、第一種市街地再開発事業を施行することができる土地は、第一種市街地再開発事業の施行区域内でなくてもよいが、高度利用地区、都市再生特別地区、特定地区計画等区域内または特定用途誘導地区でなければならない。
2. 再開発会社が第一種市街地再開発事業を施行することができる土地は、都市再生特別地区の区域内であれば、第一種市街地再開発事業の施行区域内でなくてもよい。
3. 市街地再開発組合が、第一種市街地再開発事業を施行することができる土地は、市街地再開発促進区域内であれば、第一種市街地再開発事業の施行区域内でなくてもよい。
4. 地方公共団体が、第二種市街地再開発事業を施行することができる土地は、市街地再開発促進区域内であれば、第二種市街地再開発事業の施行区域内でなくてもよい。

[No. 8] 市街地再開発事業の施行者に関する記述で、正しいものは次のうちどれか。20-25 改

1. 市街地再開発組合及び再開発会社はいずれも、第二種市街地再開発事業の施行者となることができない。
2. 市街地再開発事業の施行区域内でなくても、高度利用地区、都市再生特別地区、特定地区計画等区域内又は特定用途誘導地区であれば、第一種市街地再開発事業を地方公共団体として行える。
3. 地方住宅供給公社は、国土交通大臣（市のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、都道府県知事）が市街地再開発事業を施行する必要があると認めるときは、市街地再開発事業の施行区域内の土地について当該市街地再開発事業を施行することができる。
4. 1人で個人施行者となるには、その者は、高度利用地区、都市再生特別地区、特定地区計画等区域内又は特定用途誘導地区の宅地について、所有権若しくは借地権を有していなければならない。

[No. 9] 市街地再開発事業に関する記述で正しいものは次のうちどれか。18-27

1. 市街地再開発促進区域だけが定められている区域において市街地再開発事業を行う場合、都市計画事業として行われる。
2. 市街地再開発組合の場合、市街地再開発事業は都市計画事業として行われる。
3. 高度利用地区だけが定められている区域では、市街地再開発事業を行うことができない。
4. 地方住宅供給公社は第一種市街地再開発事業の施行区域内の土地についてのみ市街地再開発事業を行うことができる。

[No. 10] 第一種市街地再開発事業の施行区域の条件に該当しないものは次のうちどれか。22-25 改・15-26 改

1. 当該区域が高度利用地区、都市再生特別地区、特定地区計画等区域内又は特定用途誘導地区にあること。
2. 当該区域内の土地の利用状況が著しく不健全であること。
3. 当該区域の面積が 0.5ha 以上であること。
4. 耐火建築物で法令で定めるものの敷地面積の合計が、当該区域内のすべての宅地の面積の合計のおおむね 3 分の 1 以下であること。